

◆ ⑥外国出願情報／優先権の主張を入力する

- 1 外国での出願申請の状況を選択します。
- 2 「外国で出願申請している」を選択した場合は、出願国での出願情報を入力し、外国の審査当局における審査特性の実施状況で「出願国」と「実施状況」を選択後、優先権の主張を選択します。
- 3 外国出願情報／外国の審査当局における審査特性の実施状況／優先権の主張画面の入力が完了したら、[8.未譲渡性情報]メニューをクリックします。

▶ 「出願申請していない」を選択した場合

品種登録出願システム
Japan Plant Variety Registration System

English ログアウト

品種登録出願

- 0. 代理人情報
- 1. 出願者情報
- 2. 文書送付先情報
- 3. 農林水産植物の種類
- 4. 出願品種名称
- 5. 育成者情報
- 6. 外国出願情報
- 7. 優先権の主張
- 8. 未譲渡性情報
- 9. 審査補正情報
- 10. 輸出先の制限
- 11. 生産地域の制限
- 12. 宣誓
- 13. 添付資料

説明書

- 1. 栽培技術等開示先情報
- 2. 育成及び繁殖方法
- 3. 特性及び区別性
- 4. 追加情報
- 5. 栽培の承認
- 6. 種苗に関する情報
- 7. 栽培状況に関する情報

保存 中止

マークをクリックすることにより説明を表示します。

外国出願情報 優先権の主張

外国での出願

☒ 出願していない

☐ 出願している

Copyright: Intellectual Property Division, Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

▶ 「出願申請している」を選択した場合

品種登録出願システム
Japan Plant Variety Registration System

English ログアウト

出願フォーム

- 0. 代理人情報
- 1. 出願者情報
- 2. 文書送付先情報
- 3. 農林水産植物の種類
- 4. 出願品種名称
- 5. 育成者情報
- 6. 外国出願情報
- 7. 優先権の主張
- 8. 未承認性情報
- 9. 審査補正情報
- 10. 審査提出情報
- 11. 輸出先国の制限
- 12. 生産地域の制限
- 13. 宣言
- 14. 添付資料情報

技術事項

- 栽培技術等問い合わせ
- 育成及び繁殖方法
- 特性及び区別性
- 追加情報
- 栽培の承認
- 譲渡に関する情報
- 栽培状況に関する情報

保存 中止

マウスを合わせることで説明を表示します。

Copyright: Intellectual Property Division, Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

外国出願情報 優先権の主張

外国での出願

☐ 出願していない
☒ 出願している

出願国

出願日

出願番号

品種名称 (仮名称)

☐ 仮名称

審査状況

出願国を追加

外国の審査当局における特性審査の実施状況

最先願の国についてのみ記載してください。

出願国

実施状況

優先権の主張

☐ 出願について、優先権を主張します。

▶▶▶ 外国出願情報 優先権の主張の画面項目

外国での出願申請の状況。	申請の有無を選択します。 ・出願申請していない ・出願申請している
出願国	「出願申請している」を選択した場合に入力します。 出願国をプルダウンから選択します。
出願日	「出願申請している」を選択した場合に入力します。 出願日を入力します。
出願番号	「出願申請している」を選択した場合に入力します。 出願番号を入力します。
品種名称(仮名称)	「出願申請している」を選択した場合に入力します。 品種名称を入力します。 仮名称でも()括らなくても良いです。
仮名称	仮名称をチェックします。
栽培試験の実施状況	「出願申請している」を選択した場合に入力します。 栽培試験の実施状況をプルダウンから選択します。
審査状況	「出願申請している」を選択した場合に入力します。 審査状況をプルダウンから選択します
[出願国を追加]ボタン	出願国が複数ある場合は、[出願国を追加]ボタンをクリックします。出願国情報の枠が追加表示されるので、入力します。
外国の審査当局における特性審査の実施状況	出願国と実施状況を入力します。
出願国	最先願の国についてのみ記載してください。 出願国をプルダウンから選択します。
実施状況	最先願の国についてのみ記載してください。 実施状況をプルダウンから選択します。
先の出願で提出した種苗は、本出願のものと一致していることを誓約します。	先の出願で提出した種苗は、本出願のものと一致していることを制約します。
優先権の主張	該当する場合にチェックを付けます。 ・出願について、優先権を主張します。 出願国をプルダウンから選択します。

◆ ⑦ 未譲渡性情報を入力する

選択する未譲渡性情報により、画面上の項目が変わります。

- 1 日本における譲渡を選択します。「譲渡している」を選択した場合は、日本における譲渡情報を入力します。
- 2 外国における譲渡を選択します。「譲渡している」を選択した場合は、外国における譲渡情報を入力します。
- 3 未譲渡性情報画面の入力が完了したら、「9.願書補足情報」メニューをクリックします。

▶ 日本、外国のいずれも譲渡していない場合

品種登録出願システム
Japan Plant Variety Registration System

English ログアウト

品種登録願

- 0. 代理人情報
- 1. 出願者情報
- 2. 文書送付先情報
- 3. 産林水産植物の種類
- 4. 出願品種名称
- 5. 育成者情報
- 6. 外国出願情報
- 7. 優先権の主張
- 8. 未譲渡性情報
- 9. 願書補足情報
- 10. 輸出先国の制限
- 11. 生産地域の制限
- 12. 宣誓
- 13. 添付資料

未譲渡性情報

日本における譲渡

☒ 譲渡していない
☐ 譲渡している

外国における譲渡

☒ 譲渡していない
☐ 譲渡している

説明書

- 1. 栽培技術等開合せ先情報
- 2. 育成及び繁殖方法
- 3. 特性及び区別性
- 4. 追加情報
- 5. 栽培の承認
- 6. 種苗に関する情報
- 7. 栽培状況に関する情報

保存 中止

マークをクリックすることにより説明を表示します。

Copyright: Intellectual Property Division, Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

▶ 日本において譲渡している場合

品種登録出願システム
Japan Plant Variety Registration System

English ログイン

品種登録願

- 0. 代理人情報
- 1. 出願者情報
- 2. 文書送付先情報
- 3. 農林水産植物の種類
- 4. 出願品種名称
- 5. 育成者情報
- 6. 外国出願情報
- 7. 優先権の主張
- 8. 未譲渡性情報**
- 9. 願書補正情報
- 10. 輸出先国の制限
- 11. 生産地域の制限
- 12. 言語
- 13. 添付資料

説明書

- 1. 栽培技術等開合せ先情報
- 2. 育成及び繁殖方法
- 3. 特性及び区別性
- 4. 追加情報
- 5. 栽培の承認
- 6. 種苗に関する情報
- 7. 栽培状況に関する情報

保存 中止

マークをクリックすることにより説明を表示します。

未譲渡性情報

日本における譲渡

☐ 譲渡していない

☒ 譲渡している

最初の譲渡を行った年月日

譲渡時の名称

外国における譲渡

☒ 譲渡していない

☐ 譲渡している

Copyright: Intellectual Property Division, Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

▶ 外国において譲渡している場合

品種登録出願システム
Japan Plant Variety Registration System

English ログイン

品種登録願

- 0. 代理人情報
- 1. 出願者情報
- 2. 文書送付先情報
- 3. 農林水産植物の種類
- 4. 出願品種名称
- 5. 育成者情報
- 6. 外国出願情報
- 7. 優先権の主張
- 8. 未譲渡性情報**
- 9. 願書補正情報
- 10. 輸出先国の制限
- 11. 生産地域の制限
- 12. 言語
- 13. 添付資料

説明書

- 1. 栽培技術等開合せ先情報
- 2. 育成及び繁殖方法
- 3. 特性及び区別性
- 4. 追加情報
- 5. 栽培の承認
- 6. 種苗に関する情報
- 7. 栽培状況に関する情報

保存 中止

マークをクリックすることにより説明を表示します。

未譲渡性情報

日本における譲渡

☒ 譲渡していない

☐ 譲渡している

外国における譲渡

☐ 譲渡していない

☒ 譲渡している

最初の譲渡を行った年月日

最初の譲渡を行った国名

譲渡時の名称

Copyright: Intellectual Property Division, Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

▶ 日本、外国のいずれも譲渡している場合

品種登録出願システム
Japan Plant Variety Registration System

English ログアウト

品種登録願

- 0. 代理人情報
- 1. 出願者情報
- 2. 文書送付先情報
- 3. 農林水産植物の種類
- 4. 出願品種名称
- 5. 育成者情報
- 6. 外国出願情報
- 7. 優先権の主張
- 8. 未譲渡性情報
- 9. 審査補正情報
- 10. 輸出先国の制限
- 11. 生産地域の制限
- 12. 言語
- 13. 添付資料

説明書

- 1. 栽培技術等開合せ先情報
- 2. 育成及び繁殖方法
- 3. 特性及び区別性
- 4. 追加情報
- 5. 栽培の承認
- 6. 種苗に関する情報
- 7. 栽培状況に関する情報

保存 中止

マークをクリックすることにより説明を表示します。

未譲渡性情報

日本における譲渡

☐ 譲渡していない

☒ 譲渡している

最初の譲渡を行った年月日

譲渡時の名称

外国における譲渡

☐ 譲渡していない

☒ 譲渡している

最初の譲渡を行った年月日

最初の譲渡を行った国名

譲渡時の名称

Copyright: Intellectual Property Division, Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

▶▶▶ 未譲渡性情報の画面項目

日本における譲渡	・譲渡していない ・譲渡している
最初の譲渡を行った年月日	「譲渡している」を選択した場合に入力します。
譲渡時の名称	「譲渡している」を選択した場合に入力します。
外国における譲渡	・譲渡していない ・譲渡している
最初の譲渡を行った年月日	「譲渡している」を選択した場合に入力します。
最初の譲渡を行った国名	「譲渡している」を選択した場合に入力します。 国名をプルダウンから選択します。
譲渡時の名称	「譲渡している」を選択した場合に入力します。

◆ ⑧願書補足情報を入力する

ログインしているユーザーが「個人」「法人」により、画面上の項目が変わります。

- 1 共同出願における補足を入力します。
- 2 出願者が外国法人である場合の補足を入力します。
- 3 願書補足情報画面の入力が完了したら、「10. 種苗提出情報」メニューをクリックします。

▶ ログインユーザーが「個人」の場合の画面

品種登録出願システム
Japan Plant Variety Registration System

English ログイン

品種登録願

- 0. 代理人情報
- 1. 出願者情報
- 2. 文書送付先情報
- 3. 農林水産植物の種属
- 4. 出願品種名称
- 5. 育成者情報
- 6. 外国出願情報
- 7. 優先権の主張
- 8. 未承認性情報
- 9. 願書補足情報
- 10. 輸出先国の制限
- 11. 生産地域の制限
- 12. 宣誓
- 13. 添付資料

説明書

- 1. 栽培技術等開かせ情報
- 2. 育成及び繁殖方法
- 3. 特性及び区別性
- 4. 追加情報
- 5. 栽培の承認
- 6. 種苗に関する情報
- 7. 栽培状況に関する情報

保存 中止

マークをクリックすることにより説明を表示します。

願書補足情報

共同出願における補足

該当する法令にチェックを入れ、契約の詳細を記載してください。

- ☐ 種苗法第23条第2項の定め
- ☐ 民法第264条において準用する同法第256条第1項のただし書の契約

本出願品種が職務育成品種である場合の補足

- ☐ 使用者等による出願（法人名義による出願）
- ☐ 従業員等の個人名義による出願

出願者が外国法人である場合の補足

国を追加

(備考)

- ・種苗法第23条第2項の定めとは、育成者権が複数の者によって共有されている場合に他の共有者の同意を得ない場合には登録品種の利用をすることができない旨の定めのことをいいます。
- ・民法第264条において準用する同法第256条第1項のただし書の契約とは、5年を超えない期間内に分割しない旨の契約（不分割契約）のことをいいます。本来、各共有者は、他の共有者に対して、共有に係る育成者権の分割請求をすることができますが、当該ただし書の規定により5年以内であるならば分割しない旨の契約をすることができます。
- ・「使用者等による出願」は、例えば、出願品種を実際に育成した者を雇用している法人が出願者となる場合が該当します。その他、出願品種を実際に育成した者が種苗会社の社長である場合でも、当該種苗会社が法人として出願者となる場合に該当します。
- ・「従業員等による出願」は、例えば、職務育成品種を（従業員が所属している法人の名義ではなく）従業員個人の名義で出願する場合が該当します。この場合には、従業員が所属する法人の名称を「使用者等の名称」欄に、従業員が所属する法人の住所を「住所」欄に入力してください。

Copyright: Intellectual Property Division, Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

▶ ログインユーザーが「法人」の場合の画面

品種登録出願システム
Japan Plant Variety Registration System

English ログアウト

品種登録願

- 0. 代理人情報
- 1. 出願者情報
- 2. 文書送付先情報
- 3. 農林水産植物の種類
- 4. 出願品種名称
- 5. 育成者情報
- 6. 外国出願情報
- 7. 優先権の主張
- 8. 未審査性情報
- 9. 願書補足情報
- 10. 輸出先国の制限
- 11. 生産地域の制限
- 12. 宣告
- 13. 添付資料

説明書

- 1. 栽培技術等開示先情報
- 2. 育成及び繁殖方法
- 3. 特性及び区別性
- 4. 追加情報
- 5. 栽培の承認
- 6. 権限に関する情報
- 7. 栽培状況に関する情報

保存 中止

マークをクリックすることにより説明を表示します。

願書補足情報

共同出願における補足

該当する法令にチェックを入れ、契約の詳細を記載してください。

- ☐ 種苗法第23条第2項の定め
- ☐ 民法第264条において準用する同法第256条第1項のただし書の契約

本出願品種が職務育成品種である場合の補足

- ☐ 使用者等による出願（法人名義による出願）
- ☐ 従業員等の個人名義による出願

出願者が外国法人である場合の補足

国を追加

（備考）

- ・種苗法第23条第2項の定めとは、育成者権が複数の者によって共有されている場合に他の共有者の同意を得ない場合には登録品種の利用をすることができない旨の定めのことをいいます。
- ・民法第264条において準用する同法第256条第1項のただし書の契約とは、5年を超えない期間内に分割しない旨の契約（不分割契約）のことをいいます。本来、各共有者は、他の共有者に対して、共有に係る育成者権の分割請求をすることができますが、当該ただし書の規定により5年以内であるならば分割しない旨の契約をすることができます。
- ・「使用者等による出願」は、例えば、出願品種を実際に育成した者を雇用している法人が出願者となる場合が該当します。その他、出願品種を実際に育成した者が種苗会社の社長である場合でも、当該種苗会社が法人として出願者となる場合に該当します。
- ・「従業員等による出願」は、例えば、職務育成品種を（従業員が所属している法人の名義ではなく）従業員個人の名義で出願する場合が該当します。この場合には、従業員が所属する法人の名称を「使用者等の名称」欄に、従業員が所属する法人の住所を「住所」欄に入力してください。

Copyright: Intellectual Property Division, Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

▶▶ 願書補足情報の画面項目

共同出願における補足

該当する内容にチェックを付けます。

- ・種苗法第23条第2項の定め
- ・民法第264条において準用する同法第256条第1項のただし書きの契約
「民法第264条において準用する同法第256条第1項のただし書きの契約」を選択した場合は共同出願における補足情報を入力します。

本出願品種が職務育成品種である場合の補足

ログインユーザーが「法人」の場合に表示される項目です。

該当する内容にチェックを付けます。

「従業員等の個人名義による出願」を選択した場合は、「使用者等の名称」および「住所」を入力します。

出願者が外国法人である場合の補足

[国を追加]ボタンをクリックし、国をプルダウンから選択します。

[取り消す]ボタン

入力した外国法人情報の取り消しを行います。

[国を追加]ボタン

出願国が外国法人の場合は、[国を追加]ボタンをクリックします。

◆ ⑩輸出先国の制限を入力する

- 1 「輸出先国の制限に係る特例届出書」を提出する場合は「届出あり」のラジオボタンを押下します。
- 2 出願品種の種苗等の輸出を制限する場合は、「登録品種につき品種の育成に～」にチェックを付けます。
- 3 特定の国に対して輸出を認める場合は、「国を指定する」にチェックを付けます。全ての国に対して輸出を認めない場合は、「国を指定しない」にチェックを付けます。
- 4 「国を指定する」にチェックを付けた場合は、指定国の選択画面が表示されるので、該当する指定国を選択して、追加ボタンをクリックします。
- 5 輸出先国の制限画面の入力が完了したら、「12.生産地域の制限」メニューをクリックします。

▶ 輸出先国の制限に係る特別届出(種苗法第21条の2第1項)に該当する場合

品種登録出願システム
Japan Plant Variety Registration System

English ログアウト

品種登録願

- ✓ 0. 代理人情報
- ✓ 1. 出願者情報
- ✓ 2. 文書送付先情報
- ✓ 3. 農林水産物の種苗
- ✓ 4. 出願品種名称
- ✓ 5. 育成者情報
- ✓ 6. 外国出願情報
- 7. 優先権の主張
- ✓ 8. 未承認性情報
- ✓ 9. 届出補正情報
- 10. 輸出先国の制限**
- 11. 生産地域の制限
- 12. 官告
- 13. 祭付資料

説明書

- 1. 栽培技術等開かせ先情報
- 2. 育成及び繁殖方法
- 3. 特性及び区別性
- 4. 追加情報
- 5. 栽培の承認
- 6. 種苗に関する情報
- 7. 栽培状況に関する情報

保存 中止

マークをクリックすることにより説明を表示します。

輸出先国の制限に係る特別届出(種苗法第21条の2第1項)

「輸出先国の制限に係る特別届出書」を提出することにより、育成者権者等により譲渡された登録品種の種苗についても海外に輸出する場合に育成者権が及ぶこととなります。
本届出書は、出願の際に願書と同時の提出が必要です。
本届出書を提出される場合には、「届出あり」にチェックしてください。
なお、出願後に提出することはできませんのでご注意ください。

☒ 届出あり
☐ 届出なし

☒ 登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する

出願品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国(以下「指定国」という。)

☐ 国を指定する
☐ 国を指定しない

(備考)
特定の国に対して、出願品種の種苗等の輸出を認める場合には、「国を指定する」にチェックし、国名を選択して下さい。ただし、種苗法第21条第2項ただし書に規定する登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国は選択できません。
全ての国(登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国を除く。)に対して、出願品種の種苗等の輸出を認めない場合には、「国を指定しない」にチェックしてください。

Copyright: Intellectual Property Division, Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

▶ 「国を指定する」を選択した場合

品種登録出願システム
Japan Plant Variety Registration System

English ログイン

品種登録願

- 0. 代理人情報
- 1. 出願者情報
- 2. 文書送付先情報
- 3. 産林水産産物の種別
- 4. 出願品種名称
- 5. 育成者情報
- 6. 外国出願情報
- 7. 優先権の主張
- 8. 未熟性情報
- 9. 圃場補正情報
- 10. 輸出先国の制限
- 11. 生産地域の制限
- 12. 言語
- 13. 添付資料

説明書

- 1. 栽培技術等開示先情報
- 2. 育成及び繁殖方法
- 3. 特性及び区別性
- 4. 追加情報
- 5. 栽培の承認
- 6. 種苗に関する情報
- 7. 栽培状況に関する情報

保存 中止

マークをクリックすることにより説明を表示します。

輸出先国の制限に係る特例届出（種苗法第21条の2第1項）

「輸出先国の制限に係る特例届出書」を提出することにより、育成者権者等により譲渡された登録品種の種苗についても海外に輸出する場合に育成者権が及ぶこととなります。
本届出書は、出願の際に願書と同時の提出が必要です。
本届出書を提出される場合には、「届出あり」にチェックしてください。
なお、出願後に提出することはできませんのでご注意ください。

☒ 届出あり
☐ 届出なし

☒ 登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する
出願品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国（以下「指定国」という。）

☒ 国を指定する

指定国

☐ 国を指定しない

（備考）
特定の国に対して、出願品種の種苗等の輸出を認める場合には、「国を指定する」にチェックし、国名を選択して下さい。ただし、種苗法第21条第2項ただし書に規定する登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国は選択できません。
全ての国（登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国を除く。）に対して、出願品種の種苗等の輸出を認めない場合には、「国を指定しない」にチェックしてください。

Copyright: Intellectual Property Division, Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

▶ 指定国の選択画面

品種登録出願システム
Japan Plant Variety Registration System

English ログイン

品種登録願

- 0. 代理人情報
- 1. 出願者情報
- 2. 文書送付先情報
- 3. 産林水産産物の種別
- 4. 出願品種名称
- 5. 育成者情報
- 6. 外国出願情報
- 7. 優先権の主張
- 8. 未熟性情報
- 9. 圃場補正情報
- 10. 輸出先国の制限
- 11. 生産地域の制限
- 12. 言語
- 13. 添付資料

説明書

- 1. 栽培技術等開示先情報
- 2. 育成及び繁殖方法
- 3. 特性及び区別性
- 4. 追加情報
- 5. 栽培の承認
- 6. 種苗に関する情報
- 7. 栽培状況に関する情報

保存 中止

マークをクリックすることにより説明を表示します。

輸出先国の制限に係る特例届出（種苗法第21条の2第1項）

「輸出先国の制限に係る特例届出書」を提出することにより、育成者権者等により譲渡された登録品種の種苗についても海外に輸出する場合に育成者権が及ぶこととなります。
本届出書は、出願の際に願書と同時の提出が必要です。
本届出書を提出される場合には、「届出あり」にチェックしてください。
なお、出願後に提出することはできませんのでご注意ください。

☒ 届出あり
☐ 届出なし

☒ 登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する
出願品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国（以下「指定国」という。）

☒ 国を指定する

指定国

☐ 国を指定しない

（備考）
特定の国に対して、出願品種の種苗等の輸出を認める場合には、「国を指定する」にチェックし、国名を選択して下さい。ただし、種苗法第21条第2項ただし書に規定する登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国は選択できません。
全ての国（登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国を除く。）に対して、出願品種の種苗等の輸出を認めない場合には、「国を指定しない」にチェックしてください。

指定国

- アイスランド / Iceland
- アイルランド / Ireland
- アゼルバイジャン / Azerbaijan
- アフリカ知的所有権機関 / African Intellectual Property Organization
- アメリカ合衆国 / United States of America
- アルゼンチン / Argentina
- アルバニア / Albania
- イギリス / United Kingdom
- イスラエル / Israel
- イタリア / Italy
- ウクライナ / Ukraine
- ウズベキスタン / Uzbekistan
- ウルグアイ / Uruguay
- エクアドル / Ecuador
- エジプト / Egypt
- エストニア / Estonia
- 欧州連合 / European Union
- オーストラリア / Australia
- オーストリア / Austria

Copyright: Intellectual Property Division, Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

▶ 「指定国を追加」を押下した場合

品種登録出願システム
Japan Plant Variety Registration System

English ログイン

品種登録願

- 0. 代理人情報
- 1. 出願者情報
- 2. 文書送付先情報
- 3. 農林水産省の種苗
- 4. 出願品種名称
- 5. 育成者情報
- 6. 外国出願情報
- 7. 優先権の主張
- 8. 未熟性情報
- 9. 願者補正情報
- 10. 輸出先国の制限
- 11. 生産地域の制限
- 12. 宣言
- 13. 添付資料

説明書

- 1. 栽培技術等開示先情報
- 2. 育成及び繁殖方法
- 3. 特性及び区別性
- 4. 追加情報
- 5. 栽培の承認
- 6. 種苗に関する情報
- 7. 栽培状況に関する情報

保存 中止

マークをクリックすることにより説明を表示します。

輸出先国の制限に係る特例届出（種苗法第21条の2第1項）

「輸出先国の制限に係る特例届出書」を提出することにより、育成者権者等により譲渡された登録品種の種苗についても海外に輸出する場合に育成者権が及ぶこととなります。
本届出書は、出願の際に願書と同時の提出が必要です。
本届出書を提出される場合には、「届出あり」にチェックしてください。
なお、出願後に提出することはできませんのでご注意ください。

☒ 届出あり
☐ 届出なし

☒ 登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する
出願品種の保護が認められないおそれがない国として指定する国（以下「指定国」という。）
☒ 国を指定する

指定国

✖ 取り消す

指定国

✖ 取り消す

☒ 指定国を追加

☐ 国を指定しない

（備考）
特定の国に対して、出願品種の種苗等の輸出を認める場合には、「国を指定する」にチェックし、国名を選択して下さい。ただし、種苗法第21条第2項ただし書に規定する登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国は選択できません。
全ての国（登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国を除く。）に対して、出願品種の種苗等の輸出を認めない場合には、「国を指定しない」にチェックしてください。

Copyright: Intellectual Property Division, Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

▶▶ 輸出先国の制限の画面項目

▶ 輸出先国の制限に係る特別届出(種苗法第 21 条の 2 第 1 項)に該当する場合

「輸出先国の制限に係る特例届出書」を提出する	上記項目を選択した場合に選択します。 ・届出あり ・届出なし
登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する	該当する場合に選択します。
出願品種の保護が図られない恐れがある国として指定する国(以下「指定国」という。)	上記項目を選択した場合に選択します。 ・国を指定する ・国を指定しない 「国を指定する」を選択した場合に指定国の選択画面が表示されます。
指定国一覧	指定国の選択画面で設定した指定国が表示されます。

▶ 指定国の選択画面

指定国	プルダウンをクリックすると指定国一覧が表示されます。
指定国を追加	指定国を追加する場合に選択します。 選択した場合 ・「指定国」プルダウンリスト ・「取り消す」ボタン ・「指定国追加」ボタン が画面に追加されます。
取り消す	「指定国を追加」ボタン押下後に表示されます。 「取り消す」ボタンを押下した場合、追加した「指定国」プルダウンリストが取り消されます。

⑪生産地域の制限を入力する

- 1 「生産地域の制限に係る特例届出書」を提出することにより、育成者権者等により譲渡された登録品種の種苗について指定地域以外で収穫物を生産する場合に育成者権が及ぶこととなります。届出を提出する場合は、届出ありを選択してください。

初期画面

品種登録出願システム
Japan Plant Variety Registration System

English ログアウト

品種登録願

- 0. 代理人情報
- 1. 出願者情報
- 2. 文書送付先情報
- 3. 農林水産省の種苗
- 4. 出願品種名称
- 5. 育成者情報
- 6. 外国出願情報
- 7. 優先権の主張
- 8. 未審査情報
- 9. 審査補正情報
- 10. 輸出先国の制限
- 11. 生産地域の制限
- 12. 言語
- 13. 添付資料

説明書

- 1. 栽培技術等開かせ先情報
- 2. 育成及び繁殖方法
- 3. 特性及び区別性
- 4. 追加情報
- 5. 栽培の承認
- 6. 種苗に関する情報
- 7. 栽培状況に関する情報

保存 中止

マークをクリックすることにより説明を表示します。

Copyright: Intellectual Property Division, Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

生産地域の制限に係る特例届出（種苗法第21条の2第1項）

「生産地域の制限に係る特例届出書」を提出することにより、育成者権者等により譲渡された登録品種の種苗について指定地域以外で収穫物を生産する場合に育成者権が及ぶこととなります。本届出書は、出願の際に願書と同時の提出が必要です。本届出書を提出される場合には、「届出あり」にチェックしてください。なお、出願後に提出することはできませんのでご注意ください。

☒ 届出あり
☐ 届出なし

届出ありを選択する場合

品種登録出願システム
Japan Plant Variety Registration System

English ログアウト

品種登録願

- 0. 代理人情報
- 1. 出願者情報
- 2. 文書送付先情報
- 3. 農林水産省の種苗
- 4. 出願品種名称
- 5. 育成者情報
- 6. 外国出願情報
- 7. 優先権の主張
- 8. 未審査情報
- 9. 審査補正情報
- 10. 輸出先国の制限
- 11. 生産地域の制限
- 12. 言語
- 13. 添付資料

説明書

- 1. 栽培技術等開かせ先情報
- 2. 育成及び繁殖方法
- 3. 特性及び区別性
- 4. 追加情報
- 5. 栽培の承認
- 6. 種苗に関する情報
- 7. 栽培状況に関する情報

保存 中止

マークをクリックすることにより説明を表示します。

Copyright: Intellectual Property Division, Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

生産地域の制限に係る特例届出（種苗法第21条の2第1項）

「生産地域の制限に係る特例届出書」を提出することにより、育成者権者等により譲渡された登録品種の種苗について指定地域以外で収穫物を生産する場合に育成者権が及ぶこととなります。本届出書は、出願の際に願書と同時の提出が必要です。本届出書を提出される場合には、「届出あり」にチェックしてください。なお、出願後に提出することはできませんのでご注意ください。

☒ 届出あり
☐ 届出なし

☐ 指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する

- 2 『指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する』で該当する場合はチェッ

クボックスを押下します。

▶ 『指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する』で該当する場合

品種登録出願システム
Japan Plant Variety Registration System

English ログイン

品種登録出願

- 0. 代理人情報
- 1. 出願者情報
- 2. 文書送付先情報
- 3. 農林水産省の種苗
- 4. 出願品種名称
- 5. 育成者情報
- 6. 外国出願情報
- 7. 優先権の主張
- 8. 未承認特許情報
- 9. 願者種別情報
- 10. 輸出先の制限
- 11. 生産地域の制限
- 12. 宣誓
- 13. 添付資料

説明書

- 1. 栽培技術等開示先情報
- 2. 育成及び繁殖方法
- 3. 特性及び区別性
- 4. 追加情報
- 5. 栽培の承認
- 6. 種苗に関する情報
- 7. 栽培状況に関する情報

保存 中止

マークをクリックすることにより説明を表示します。

生産地域の制限に係る特例届出（種苗法第21条の2第1項）

「生産地域の制限に係る特例届出書」を提出することにより、育成者権者等により譲渡された登録品種の種苗について指定地域以外で収穫物を生産する場合に育成者権が及ぶこととなります。本届出書は、出願の際に願書と同時の提出が必要です。本届出書を提出される場合には、「届出あり」にチェックしてください。なお、出願後に提出することはできませんのでご注意ください。

☒ 届出あり
☐ 届出なし

☒ 指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する

出願品種の産地を形成しようとする地域として指定する地域（以下「指定地域」という。）

地域を指定する

例）青森県黒石市、山梨県甲府市

地域の指定と出願品種の産地形成の関係

例）産地ブランド化の促進

（備考）
指定の地域において、出願品種の種苗を用いることにより得られる収穫物の生産を認める場合には、地域名を記載してください。地域名の記載に当たっては、生産が制限される範囲が明確になるよう、〇〇県、△△県××市などと具体的に記載してください。
「地域の指定と出願品種の産地形成の関係」については、指定する地域の考え方、産地形成における目標、産地形成のための取組等について記載してください。

Copyright: Intellectual Property Division, Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

- 3 出願品種の産地を形成しようとする地域として指定する地域（以下「指定地域」という。）地域を指定します。地域名、地域の指定と出願品種の産地形成の関係を入力してください。

▶▶ 生産地域の制限の画面項目

「生産地域の制限に係る特例届出書」を提出することにより、育成者権者等により譲渡された登録品種の種苗について指定地域以外で収穫物を生産する場合に育成者権が及ぶこととなります。本届出書は、出願の際に願書と同時の提出が必要です。本届出書を提出される場合には、「届出あり」にチェックしてください。なお、出願後に提出することはできませんのでご注意ください。

該当する場合に選択します。

- ・届出あり
- ・届出なし

指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する

該当する場合はチェックボックスを押下します。

地域を指定する

指定する地域名を入力します。

地域の指定と出願品種の産地形成の関係

地域の指定と出願品種の産地形成の関係を入力します。

◆ ⑫宣誓を入力する

- 1 宣誓を入力します。
- 2 宣誓の入力が完了したら、「14.添付資料情報」メニューをクリックします。

品種登録出願システム
Japan Plant Variety Registration System

English ログアウト

品種登録願

- ✓ 0. 代理人情報
- ✓ 1. 出願者情報
- ✓ 2. 文書送付先情報
- ✓ 3. 農林水産省の種痘
- ✓ 4. 出願品種名称
- ✓ 5. 育成者情報
- ✓ 6. 外国出願情報
- ✓ 7. 優先権の主張
- ✓ 8. 未承認性情報
- ✓ 9. 願者補正情報
- ✓ 10. 輸出先国の制限
- ✓ 11. 生産地域の制限
- 12. 宣誓
- 13. 添付資料

説明書

- 1. 栽培技術等開合せ先情報
- 2. 育成及び繁殖方法
- 3. 特性及び区別性
- 4. 追加情報
- 5. 栽培の承認
- 6. 種苗に関する情報
- 7. 栽培状況に関する情報

保存 中止

マークをクリックすることにより説明を表示します。

宣誓

私/我々は、私/我々の知りうる限りにおいて、この品種登録願、説明書及びこれらに
関係する書類に記載し、申告する出願品種の審査のために必要な情報が適切であることを
ここに宣誓します。

(出願者又は代理人が宣誓すること。)
下記に必ずチェックをしてください

☒ はい ☐ いいえ

Copyright: Intellectual Property Division, Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

▶▶ 宣誓の画面項目

宣誓	・はい ・いいえ
----	-------------

◆ ⑬ 添付資料情報を入力する

願書と共に提出する資料をアップロードします。

【解説】

アップロードする資料は、品種登録ホームページで提供する様式例を参考に作成してください。

アップロードする資料は PDF 形式にして、任意の場所に保存しておいてください。

【解説】

アップロードすべき添付資料がどれであるかは、入力している願書の内容によりシステムが自動判定します。

添付が必要な資料右側に「アップロード」ボタンが表示されます。

【解説】

アップロードできる1ファイルの容量は、10MBです。10MB以上のファイルは、1 ファイルが 10 MB以内になるように分割してアップロードしてください。

【注意】

アップロードするファイルは、事前にウィルスチェックを行い、ウィルスに感染していないことを確認してからアップロードしてください。

- 1 「添付資料情報」画面から「アップロード」ボタンをクリックします。

品種登録出願システム
Japan Plant Variety Registration System

English ログアウト

品種登録願

- 0. 代理人情報
- 1. 出願資格情報
- 2. 文書送付先情報
- 3. 親株・変種・育種者の情報
- 4. 出願品種名称
- 5. 育種家情報
- 6. 外国出願情報
- 7. 親品種の名称
- 8. 本願優先権情報
- 9. 適合性情報
- 10. 出願書類の添付
- 11. 審査請求の申請
- 12. 審査
- 13. 添付資料

説明書

- 1. 栽培技術等開示義務
- 2. 育種及び繁殖方法
- 3. 特性及び経済性
- 4. 繁殖材料
- 5. 栽培の承認
- 6. 権利に関する情報
- 7. 栽培状況に関する情報

保存 中止

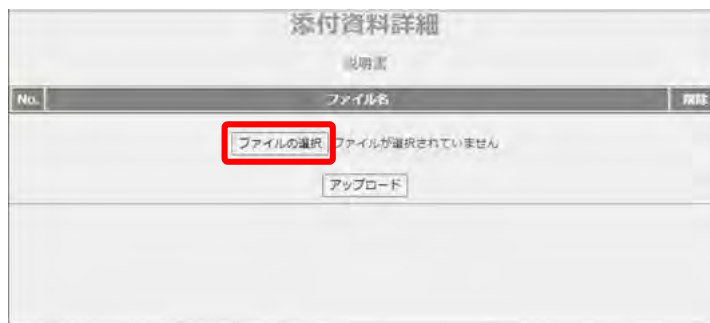
マウスをクリックすることにより説明を表示します。

添付資料 アップロード状況

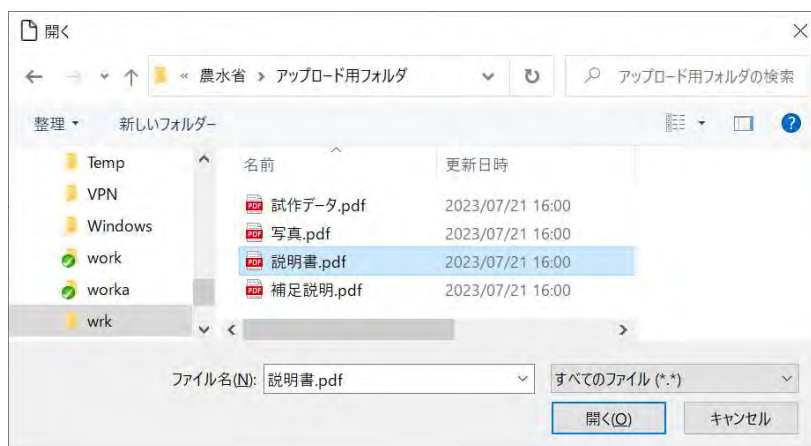
1. 親株様式	
2. 品種登録を補足する情報を記載した書面	
3. 説明書	アップロード済
4. 代理人により出願する場合は、その権限を証明する書面（委任状等）	
5. 出願者が種苗法第11条第1項の規定により優先権を主張する場合は、最先の特許権出願又は最先の特定国出願があったことを証明する書面（原文及び/翻訳文）	
6. 出願品種の植物体の写真	アップロード済
7. 出願品種の育成をした者と出願者が異なる場合は、当該出願者が品種登録を受ける地位にあることを証明する書面（譲渡証明書等）	
8. 出願者が外国人（外国法人を含む。）である場合は、次に掲げる書面 (1) 出願者が日本国内に住所又は居所（法人の場合は営業所。以下8において「住所等」という。）を有するとき 出願者が日本国内に住所等を有することを証明する書面 (2) 出願者が締約国等又は同盟国の国籍を有するとき、又は当該国に住所等を有するとき 出願者が日本国以外の締約国等若しくは同盟国の国籍を有することを証明する書面又は出願者が日本国以外の締約国等若しくは同盟国に住所等を有することを証明する書面（原文及び/翻訳文） (3) 出願者が属する国（締約国等及び同盟国を除く。）が、日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認めているとき、又はその国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認めているとき a. 出願者が当該国の国籍を有することを証明する書面（原文及び/翻訳文） b. 当該国が日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認めていることを証明する書面（その国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認めていることを証明する書面を含む。）（原文及び/翻訳文） c. 当該国が出願に係る品種につき品種の育成に関する保護を認めるものであることを証明する書面（原文及び/翻訳文） (4) 出願者が日本国以外の種苗法第10条第4号に規定する条約を締結している国に属するとき、又は当該国に住所等を有するとき 出願者が日本国以外の種苗法第10条第4号に規定する条約を締結している国の国籍を有することを証明する書面又は当該国に住所等を有することを証明する書面（原文又は翻訳文）	
9. 試作データ	アップロード済
10. 他法律の規定による出願料の特例規定に関する書面	
11. その他資料（書類内容が分かるファイル名とすること）	アップロード済

Copyright: Intellectual Property Division, Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

「添付資料詳細」画面が表示されるので、[ファイルの選択] ボタンをクリックします。



2 ファイルを選択する画面が表示されるので、添付する PDF ファイルを選択し、[開く] ボタンをクリックします。



3 選択した PDF ファイルが表示されていることを確認し、[アップロード] ボタンをクリックします。



4 確認のメッセージが表示されるので[OK] ボタンをクリックします。



- 5 複数件ある他の[アップロード]ボタンも同様に、手順1～手順4の操作を行い、願書に必要な資料をすべて添付します。
- 6 「添付資料情報」タイトルの右横にある[アップロード状況]ボタンをクリックし、アップロード添付した資料を確認します。
願書に必要な資料がすべてリストされていれば[閉じる]ボタンをクリックします。



◆ ⑭栽培技術等問い合わせを入力する

- 1 出願品種の栽培技術及び生育状況に関する問合せ先を入力します。
- 2 栽培技術等問い合わせ画面の入力が完了したら、「育成及び繁殖方法」メニューをクリックします。

品種登録出願システム
Japan Plant Variety Registration System

English ログアウト

品種登録願

- 0. 代理人情報
- 1. 出願者情報
- 2. 文書送付先情報
- 3. 農林水産植物の種類
- 4. 出願品種名称
- 5. 育成者情報
- 6. 外国出願情報
- 7. 優先権の主張
- 8. 未審査性情報
- 9. 願書補正情報
- 10. 輸出外国の制限
- 11. 生産地域の制限
- 12. 宣誓
- 13. 添付資料

説明書

- 1. 栽培技術等問合せ先情報
- 2. 育成及び繁殖方法
- 3. 特性及び区別性
- 4. 追加情報
- 5. 栽培の承認
- 6. 種苗に関する情報
- 7. 栽培状況に関する情報

保存 中止

マークをクリックすることにより説明を表示します。

出願品種の栽培技術及び生育状況に関する問合せ先情報

郵便番号 123-4567 住所検索 ※ハイフン付きで入力してください。

住所又は居所(フリガナ) トウモロコシ2

住所又は居所 東京都江東区豊洲 1-2-1

※住所は番地まで入力してください。

氏名(フリガナ) テスト

氏名 山田テスト

※法人にあっては、法人名、担当部署名及び担当者氏名を入力してください。

電話番号 012-3456-7892

FAX番号 例)012-3456-7890

E-mailアドレス test2@test.co.jp

Copyright: Intellectual Property Division, Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

▶ 住所検索ウィンドウ

stg-denshi.hinshu2.maff.go.jp/Form/AddressSearch.aspx - 職場 - Microsoft Edge

セキュリティ保護なし | https://stg-denshi.hinshu2.maff.go.jp/Form/AddressS...

住所を選択してください。

東京都千代田区

選択

閉じる

▶▶▶ 栽培技術等問い合わせの画面項目

▶ 栽培技術等問い合わせ情報

郵便番号	・栽培技術等問い合わせ先の住所の郵便番号を入力します。 半角数字で入力します。 ハイフンで区切ります。 【入力例】111-1111
[住所検索]ボタン	「郵便番号」欄に入力した郵便番号から住所を検索し、該当住所を一覧表示します。 ※郵便番号が未入力の場合は、クリックできません。
住所又は住居	栽培技術等問い合わせ先の住所又は住居を入力します。
フリガナ	住所又は住居のフリガナを入力します。 ※自動的に半角カタカナで変換されます。
氏名	栽培技術等問い合わせ先の氏名を入力します。
フリガナ	氏名又は名称のフリガナを入力します。 ※自動的に半角カタカナで変換されます。
電話番号	電話番号を入力します。 ハイフンで区切ります。 【入力例】 045-XXX-XXXX
FAX 番号	FAX 番号を入力します。 ハイフンで区切ります。 【入力例】 045-XXXX-XXXX
E-mail アドレス	E-mail アドレスを入力します。 【入力例】 Abc1234@defghi.co.jp

◆ ⑮ 育成及び繁殖の方法を入力する

1 育成及び繁殖の方法を入力します。

品種登録出願システム
Japan Plant Variety Registration System

English ログアウト

品種登録願

- 0. 代理人情報
- 1. 出願者情報
- 2. 文書送付先情報
- 3. 農林水産物の種類
- 4. 出願品種名称
- 5. 育成者情報
- 6. 外国出願情報
- 7. 優先権の主張
- 8. 未選定性情報
- 9. 願書補正情報
- 10. 輸出先国の制限
- 11. 生産地域の制限
- 12. 宣誓
- 13. 添付資料

説明書

- 1. 栽培技術等開合せ先情報
- 2. 育成及び繁殖方法
- 3. 特性及び区別性
- 4. 追加情報
- 5. 栽培の承認
- 6. 種苗に関する情報
- 7. 栽培状況に関する情報

保存 中止

マークをクリックすることにより説明を表示します。

出願品種の育成及び繁殖の方法

育成方法

- ☐ 交配
- ☐ 突然変異（枝変わり）
- ☐ 発見及びその検定
- ☐ その他

育成経過

上記の育成方法について、いつどこで、どのように育成したかの詳細を時系列で記載してください。

繁殖方法

- ☐ 種子繁殖
- ☐ 栄養繁殖
- ☐ その他

Copyright: Intellectual Property Division, Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

2 育成及び繁殖の方法画面の入力が完了したら、「特性及び区別性」メニューをクリックします。

▶▶▶ 育成及び繁殖の方法の画面項目

▶ 育成及び繁殖の方法

育成方法	以下の項目から選択します。 ・交配 ・突然変異(枝変わり) ・発見及びその検定 ・その他
交配	母親の品種名、父親の品種名 を入力します。 両親とも不明の場合は☐し、(具体的に記載する。)を入力します。
突然変異(枝変わり)	親品種名及び(具体的に記載する。)を入力します。
発見及びその検定	(いつどこで発見し、どのように育成したか記載する。)を入力します。
その他	(具体的に記載する。)を入力します。
育成経過	(上記の育成方法について、いつどこで、どのように育成したかの詳細を時系列で記載してください。)を入力します。I
繁殖方法	以下の項目から選択します。 ・種子繁殖 ・栄養繁殖
種子繁殖	以下の項目から選択します。 ・自家受粉 ・他家受粉 以下の項目から選択します。 ・集団採種 ・合成品種 ・その他 (具体的に記載する。)を入力します。
栄養繁殖	以下の項目から選択します。(複数選択可) ・挿し木、接ぎ木 ・組織培養 ・その他 (具体的に記載する。)を入力します。
その他	(具体的に記載する。)を入力します。

▶ 育成方法

交配の場合の画面

品種登録出願システム
Japan Plant Variety Registration System

English ログアウト

品種登録願

- 0. 代理人情報
- 1. 出願者情報
- 2. 文書送付先情報
- 3. 農林水産植物の種類
- 4. 出願品種名称
- 5. 育成者情報
- 6. 外国出願情報
- 7. 優先権の主張
- 8. 未認識性情報
- 9. 願書補正情報
- 10. 輸出先国の制限
- 11. 生産地域の制限
- 12. 宣言
- 13. 添付資料

説明書

- 1. 栽培技術等開合せ先情報
- 2. 育成及び繁殖方法
- 3. 特性及び区別性
- 4. 追加情報
- 5. 栽培の承認
- 6. 種苗に関する情報
- 7. 栽培状況に関する情報

保存 中止

マークをクリックすることにより説明を表示します。

出願品種の育成及び繁殖の方法

育成方法

☒ 交配

母親の品種名

父親の品種名

☐ 両親とも不明

☐ 突然変異（枝変わり）

☐ 発見及びその検定

☐ その他

育成経過

上記の育成方法について、いつどこで、どのように育成したかの詳細を時系列で記載してください。

繁殖方法

☐ 種子繁殖

☐ 栄養繁殖

☐ その他

Copyright: Intellectual Property Division, Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

交配の場合の画面(両親とも不明)

品種登録出願システム
Japan Plant Variety Registration System

English ログアウト

品種登録願

- 0. 代理人情報
- 1. 出願者情報
- 2. 文書送付先情報
- 3. 農林水産植物の種類
- 4. 出願品種名称
- 5. 育成者情報
- 6. 外国出願情報
- 7. 優先権の主張
- 8. 未認識性情報
- 9. 願書補正情報
- 10. 輸出先国の制限
- 11. 生産地域の制限
- 12. 宣言
- 13. 添付資料

説明書

- 1. 栽培技術等開合せ先情報
- 2. 育成及び繁殖方法
- 3. 特性及び区別性
- 4. 追加情報
- 5. 栽培の承認
- 6. 種苗に関する情報
- 7. 栽培状況に関する情報

保存 中止

マークをクリックすることにより説明を表示します。

出願品種の育成及び繁殖の方法

育成方法

☒ 交配

母親の品種名

父親の品種名

☒ 両親とも不明

☐ 突然変異（枝変わり）

☐ 発見及びその検定

☐ その他

育成経過

上記の育成方法について、いつどこで、どのように育成したかの詳細を時系列で記載してください。

繁殖方法

☐ 種子繁殖

☐ 栄養繁殖

☐ その他

Copyright: Intellectual Property Division, Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

突然変異(枝変わり)の場合の画面

品種登録出願システム
Japan Plant Variety Registration System

English ログアウト

品種登録

- 0. 代理人情報
- 1. 出願者情報
- 2. 文書送付先情報
- 3. 農林水産部等の種類
- 4. 出願品種名称
- 5. 育成者情報
- 6. 外国出願情報
- 7. 優先権の主張
- 8. 未審査性情報
- 9. 審査補正情報
- 10. 輸出先国の制限
- 11. 生産地域の制限
- 12. 宣言
- 13. 添付資料

説明書

- 1. 栽培技術等開示先情報
- 2. 育成及び繁殖方法
- 3. 特性及び区別性
- 4. 追加情報
- 5. 栽培の承認
- 6. 種苗に関する情報
- 7. 栽培状況に関する情報

保存 中止

マークをクリックすることにより説明を表示します。

出願品種の育成及び繁殖の方法

育成方法

☐ 交配

☒ 突然変異(枝変わり)

親品種名

☐ 発見及びその検定

☐ その他

育成経過

上記の育成方法について、いつどこで、どのように育成したかの詳細を時系列で記載してください。

繁殖方法

☐ 種子繁殖

☐ 栄養繁殖

☐ その他

Copyright: Intellectual Property Division, Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

発見及びその検定の場合の画面

品種登録出願システム
Japan Plant Variety Registration System

English ログアウト

品種登録

- 0. 代理人情報
- 1. 出願者情報
- 2. 文書送付先情報
- 3. 農林水産部等の種類
- 4. 出願品種名称
- 5. 育成者情報
- 6. 外国出願情報
- 7. 優先権の主張
- 8. 未審査性情報
- 9. 審査補正情報
- 10. 輸出先国の制限
- 11. 生産地域の制限
- 12. 宣言
- 13. 添付資料

説明書

- 1. 栽培技術等開示先情報
- 2. 育成及び繁殖方法
- 3. 特性及び区別性
- 4. 追加情報
- 5. 栽培の承認
- 6. 種苗に関する情報
- 7. 栽培状況に関する情報

保存 中止

マークをクリックすることにより説明を表示します。

出願品種の育成及び繁殖の方法

育成方法

☐ 交配

☐ 突然変異(枝変わり)

☒ 発見及びその検定

☐ その他

育成経過

上記の育成方法について、いつどこで、どのように育成したかの詳細を時系列で記載してください。

繁殖方法

☐ 種子繁殖

☐ 栄養繁殖

☐ その他

Copyright: Intellectual Property Division, Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

その他の場合の画面

品種登録出願システム
Japan Plant Variety Registration System

English ログアウト

品種登録願

- 0. 代理人情報
- 1. 出願者情報
- 2. 文書送付先情報
- 3. 農林水産植物の種類
- 4. 出願品種名称
- 5. 育成者情報
- 6. 外国出願情報
- 7. 優先権の主張
- 8. 未審査性情報
- 9. 願書補正情報
- 10. 輸出先国の制限
- 11. 生産地域の制限
- 12. 宣誓
- 13. 添付資料

説明書

- 1. 栽培技術等開合せ先情報
- 2. 育成及び繁殖方法
- 3. 特性及び区別性
- 4. 追加情報
- 5. 栽培の承認
- 6. 種苗に関する情報
- 7. 栽培状況に関する情報

保存 中止

マークをクリックすることにより説明を表示します。

Copyright: Intellectual Property Division, Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

出願品種の育成及び繁殖の方法

育成方法

☐ 交配
☐ 突然変異（枝変わり）
☐ 発見及びその検定
☒ その他

育成経過

上記の育成方法について、いつどこで、どのように育成したかの詳細を時系列で記載してください。

繁殖方法

☐ 種子繁殖
☐ 栄養繁殖
☐ その他

▶ 繁殖方法

種子繁殖の場合の画面（自家受粉）

品種登録出願システム
Japan Plant Variety Registration System

English ログアウト

品種登録願

- 0. 代理人情報
- 1. 出願者情報
- 2. 文書送付先情報
- 3. 農林水産植物の種類
- 4. 出願品種名称
- 5. 育成者情報
- 6. 外国出願情報
- 7. 優先権の主張
- 8. 未審査性情報
- 9. 願書補正情報
- 10. 輸出先国の制限
- 11. 生産地域の制限
- 12. 宣誓
- 13. 添付資料

説明書

- 1. 栽培技術等開合せ先情報
- 2. 育成及び繁殖方法
- 3. 特性及び区別性
- 4. 追加情報
- 5. 栽培の承認
- 6. 種苗に関する情報
- 7. 栽培状況に関する情報

保存 中止

マークをクリックすることにより説明を表示します。

Copyright: Intellectual Property Division, Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

出願品種の育成及び繁殖の方法

育成方法

☒ 交配

母親の品種名 test1
 父親の品種名 test2
☐ 両親とも不明

☐ 突然変異（枝変わり）
☐ 発見及びその検定
☐ その他

育成経過

上記の育成方法について、いつどこで、どのように育成したかの詳細を時系列で記載してください。

繁殖方法

☒ 種子繁殖

☒ 自家受粉
☐ 他家受粉
☐ 交雑品種
 種子を得るために毎回親品種を交配するもの（F1品種等）
☐ その他

☐ 栄養繁殖
☐ その他

種子繁殖の場合の画面（他家受粉）

品種登録出願システム
Japan Plant Variety Registration System

English ログイン

品種登録願

- 0. 代理人情報
- 1. 出願者情報
- 2. 文書送付先情報
- 3. 農林水産植物の種類
- 4. 出願品種名称
- 5. 育成者情報
- 6. 外国出願情報
- 7. 優先権の主張
- 8. 未満期性情報
- 9. 願書補正情報
- 10. 輸出先国の制限
- 11. 生産地域の制限
- 12. 宣言
- 13. 添付資料

説明書

- 1. 栽培技術開示合せ先情報
- 2. 育成及び繁殖方法
- 3. 特性及び区別性
- 4. 追加情報
- 5. 栽培の承認
- 6. 種苗に関する情報
- 7. 栽培状況に関する情報

保存 中止

マークをクリックすることにより説明を表示します。

出願品種の育成及び繁殖の方法

育成方法

◎ 交配

母親の品種名 test1
父親の品種名 test2
☐ 両親とも不明

☐ 突然変異（枝変わり）
☐ 発見及びその検定
☐ その他

育成経過

上記の育成方法について、いつどこで、どのように育成したかの詳細を時系列で記載してください。

繁殖方法

◎ 種子繁殖

☐ 自家受粉
☒ 他家受粉

◎ 集団採種
☐ 合成品種

☐ 交雑品種
種子を得るために毎回親品種を交配するもの（F1品種等）
☐ その他

☐ 栄養繁殖
☐ その他

Copyright: Intellectual Property Division, Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

種子繁殖の場合の画面（交雑品種）

品種登録出願システム
Japan Plant Variety Registration System

English ログイン

品種登録願

- 0. 代理人情報
- 1. 出願者情報
- 2. 文書送付先情報
- 3. 農林水産植物の種類
- 4. 出願品種名称
- 5. 育成者情報
- 6. 外国出願情報
- 7. 優先権の主張
- 8. 未満期性情報
- 9. 願書補正情報
- 10. 輸出先国の制限
- 11. 生産地域の制限
- 12. 宣言
- 13. 添付資料

説明書

- 1. 栽培技術開示合せ先情報
- 2. 育成及び繁殖方法
- 3. 特性及び区別性
- 4. 追加情報
- 5. 栽培の承認
- 6. 種苗に関する情報
- 7. 栽培状況に関する情報

保存 中止

マークをクリックすることにより説明を表示します。

出願品種の育成及び繁殖の方法

育成方法

◎ 交配

母親の品種名 test1
父親の品種名 test2
☐ 両親とも不明

☐ 突然変異（枝変わり）
☐ 発見及びその検定
☐ その他

育成経過

上記の育成方法について、いつどこで、どのように育成したかの詳細を時系列で記載してください。

繁殖方法

◎ 種子繁殖

☐ 自家受粉
☐ 他家受粉
☒ 交雑品種

種子を得るために毎回親品種を交配するもの（F1品種等）
☐ その他

☐ 栄養繁殖
☐ その他

Copyright: Intellectual Property Division, Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

種子繁殖の場合の画面（その他）

品種登録出願システム
Japan Plant Variety Registration System

English ログアウト

品種登録願

- 0. 代理人情報
- 1. 出願者情報
- 2. 文書送付先情報
- 3. 農林水産物の種類
- 4. 出願品種名称
- 5. 育成者情報
- 6. 外国出願情報
- 7. 優先権の主張
- 8. 未成熟性情報
- 9. 遺伝子組換え情報
- 10. 輸出先国の制限
- 11. 生産地域の制限
- 12. 言語
- 13. 添付資料

説明書

- 1. 栽培技術等開かせ先情報
- 2. 育成及び繁殖方法
- 3. 特性及び区別性
- 4. 追加情報
- 5. 栽培の承認
- 6. 権利に関する情報
- 7. 栽培状況に関する情報

保存 中止

マークをクリックすることにより説明を表示します。

出願品種の育成及び繁殖の方法

育成方法

◎ 交配

母親の品種名 test1
父親の品種名 test2
☐ 両親とも不明

☐ 突然変異（核変わり）
☐ 発見及びその検定
☐ その他

育成経過

上記の育成方法について、いつどこで、どのように育成したかの詳細を時系列で記載してください。

繁殖方法

◎ 種子繁殖

☐ 自家受粉
☐ 他家受粉
☐ 交雑品種
種を結実するために毎回親品種を交配するもの（F1品種等）

☒ その他

その繁殖の方法を具体的に記載してください。

☐ 栄養繁殖
☐ その他

Copyright: Intellectual Property Division, Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries